

空家等対策協議会のスケジュール

資料4

年次	協議会等の動き	市の動き
H28 4月		<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画骨子(案)の作成 ・「空き家に関する意向調査」(案)の作成
5月上旬	第1回空家等対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策の推進に関する特別措置法及び国の指針について ・石狩市の空き家の現状と今後の対策について ・「空き家に関する意向調査」(案)について ・今後のスケジュールについて 	意見反映 ↓ ・空き家所有者へ「空き家に関する意向調査」
6月		↓ 反映 ・空家等対策計画(案)の作成 ・特定空家等の認定基準(案)の作成
7月中旬	第2回空家等対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画(案)の協議 ・特定空家等の認定基準(案)の協議 	↓ 意見反映 ↓ 修正 ↓
8月		↓ パブリックコメント(1ヶ月)
9月		↓ 修正 ↓
10月下旬	第3回空家等対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・空家等対策計画の最終協議 ・特定空家等の認定基準の最終協議 	↓ 意見反映 ↓ 修正 ↓
11月		↓ 修正 ↓
12月上旬		空家等対策計画・特定空家等の認定基準の施行
H29 1月		【空家等対策計画の施策】 <ol style="list-style-type: none"> ①空家等の発生の抑制 ②空家等の活用の促進 ③特定空家等に対する措置等 ④空家等対策の実施体制
2月		【特定空家等の認定フロー】 <ol style="list-style-type: none"> ①特定空家等に該当すると思われる空家等を再度把握(特に、倒壊、落雪などにより周辺に危害を加えるおそれのある空家等) ②空家等所有者へ是正の意向確認、注意文書送付 ③空家等所有者に是正意思がない場合、特定空家等に認定し、法に基づき助言又は指導 ④繰り返し助言又は指導を行ったが、所有者が是正措置をとらなかった場合、市において慎重に検討を行った結果、必要と判断したときは、法に基づき勧告(固定資産税(土地)の軽減が受けられなくなる) ⑤繰り返し勧告を行ったが、所有者が正当な理由がなく勧告に係る是正措置をとらなかった場合、市において慎重に検討を行った結果、必要と判断したときは、法に基づき命令
3月		
4月		
5月中旬	H29第1回空家等対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画の進捗状況の報告 ・特定空家等の認定状況の報告 	

